

## 調査結果

### 1次調査

877名の医師のうち、21名の医師から33例(確定15例・疑い18例)の症例報告があった。

症例別の内訳	確定症例	疑い症例
エリスリトール	8	7
キシリトール	3	7
ステビア	2	
サッカリン	1	
ガラクトオリゴ糖	1	
ソルビトール		1
エリスリトール、ソルビトール、マルチトール		1
アセスルファムK or スクラロース		1
アセスルファムK		1
<b>計 (33例)</b>	<b>15</b>	<b>18</b>

### 2次調査

18名(3名は辞退)の医師のうち、11名の医師から、1次調査33例のうち、14例(確定11例、疑い3例)の症例の詳細な報告があった。

症例別の内訳	確定症例	疑い症例
エリスリトール	6	
キシリトール	1	2
ステビア	1	
サッカリン		1
ガラクトオリゴ糖	1	
ソルビトール	1	
エリスリトール、キシリトール、ステビア	1	
<b>計 (14例)</b>	<b>11</b>	<b>3</b>

## 今後について

今回の調査結果を踏まえ、本年度、継続して、我が国のエリスリトールや甘味料等の摂取による即時型アレルギーの健康被害に関する実態調査を行う予定。

## 特定原材料等の見直し等の検討





## 検討課題①

- これまで、特定原材料等については、概ね3年ごとに全国実態調査を実施し、特定原材料等の対象品目について検討を行ってきた。
- ▶ 【平成16年12月改正の背景】
  - 平成13～14年度の調査報告において、バナナ、メロン、マグロ、タコ、ゴマ、タラ、アジ、ホタテ貝を追加検討、オレンジ、マツタケ、アワビを削除検討することが提案され、また、エビに関して、推奨から義務に引き上げることが提案された。
  - この調査報告等に基づき、平成16年度に「食品の表示に関する共同会議」において議論がなされ、バナナが推奨表示対象品目に追加された。
  - また、エビについて、相当程度の発症件数が認められたが、エビを対象とした詳細な技術的検討をする必要があることから、この時点で義務表示とすることは見送られた。
  - なお、ゴマについてはさらなる調査を積み重ねることが必要とされた。

## 検討課題②

- ▶ 【平成20年6月改正の背景及びその後の検討状況】
  - ・平成16～17年度の調査報告において、マグロ、メロンを追加検討、タイ、カシューナッツを次回調査結果も考慮の上追加検討することが提案され、オレンジ、マツタケを削除検討、アワビを次回調査結果も考慮の上削除検討することが提案された。
  - ・また、前回、技術的検討※をする必要があるとされたエビ、カニについて、技術的検討を行った結果、義務表示対象品目に格上げされた。

※技術的検討：検知技術の検討や交差抗原性の検討など

- ▶ 平成19～20年度の調査報告において、アジ、カシューナッツを追加検討、ゴマ、タラコを次回調査結果も考慮の上追加検討することが提案され（マグロ、メロンは追加候補から脱落）、オレンジ、アワビを削除検討、牛肉、サケ、リンゴ、ゼラチンを次回調査結果も考慮の上削除検討することが提案された（マツタケは削除候補から脱落）。

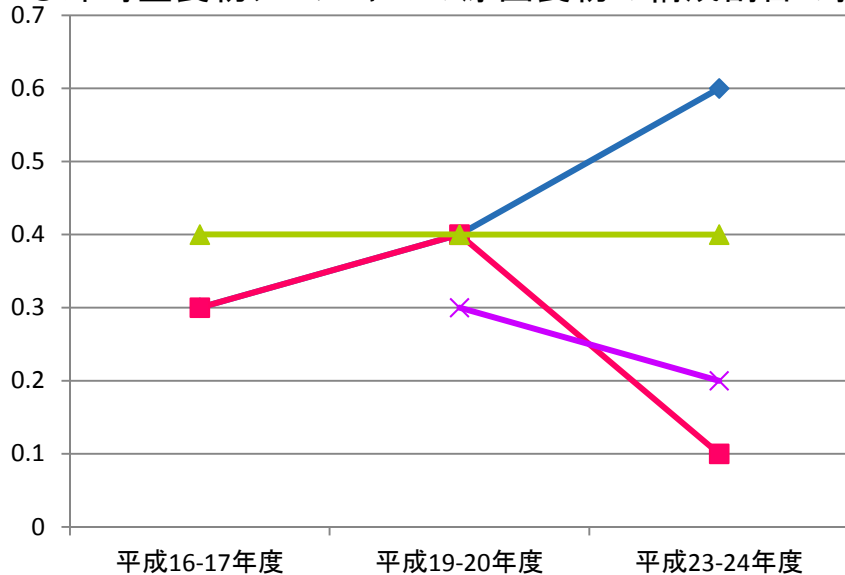


### 検討課題③

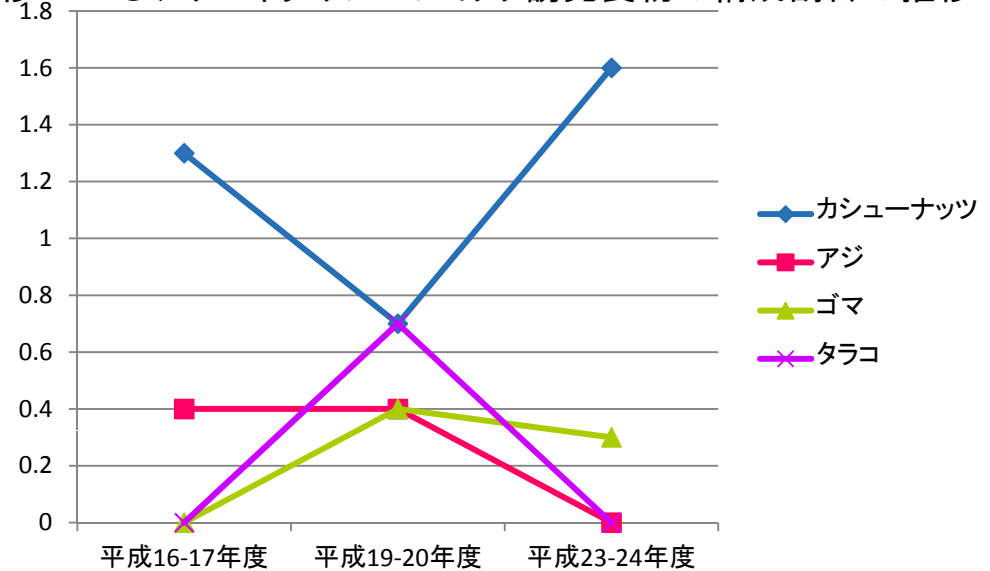
- これまでの調査報告及び平成23-24年度の調査報告を踏まえて、追加等を検討

原因食物	区分	平成16-17年度	平成19-20年度	平成23-24年度		
カシューナッツ	原因食物(構成割合)	0.3	↗	0.4	↗	追加検討
	アナフィラキシー(構成割合)	1.3	↘	0.7	↗	
アジ	原因食物(構成割合)	0.3	↘	0.4	↘	
	アナフィラキシー(構成割合)	0.4	→	0.4	↘	0.0
ゴマ	原因食物(構成割合)	0.4	→	0.4	→	追加検討
	アナフィラキシー(構成割合)	0.0	↗	0.4	↘	
タラコ	原因食物(構成割合)	-	-	0.3	↘	0.2
	アナフィラキシー(構成割合)	0.0	↗	0.7	↘	0.0

●即時型食物アレルギーの原因食物の構成割合の推移



●アナフィラキシーショック誘発食物の構成割合の推移





## 今後の課題①

### ■特定原材料等(義務7品目、推奨18品目)の品目の妥当性について

- 概ね3年ごとに全国実態調査を行い、その結果を踏まえて特定原材料等の見直しを検討してきているところであるが、アレルギー表示制度が施行されて10年以上が経過していることから、過去の実態調査における全症例での健康被害原因食物の解析、重篤症状（アナフィラキシー）誘発食物の頻度を求め比較検討し、現在、義務表示となっている特定原材料7品目、推奨表示となっている特定原材料に準ずるもの18品目における健康被害症例のカバー率・非カバー率、非カバー原因食品の加工食品としての表示の必然性・実行可能性について検証し、アレルギー表示制度の妥当性を確認する。

→平成25年度実施予定

- 平成24年度の調査結果を踏まえ、継続して、我が国におけるエリスリトールや甘味料等の摂取による即時型食物アレルギー健康被害の実態調査を行う。

→平成25年度検討予定





## 今後の課題②

- 特定原材料等のそれぞれの品目の範囲について、科学的知見の集積等により見直す必要がないか検証する。

【例】現在の「さけ」の範囲(アレルギー物質を含む食品のQ&Aより)

今回対象となる「さけ」とは、サケ科のサケ属、サルモ属に属するもので、陸封性を除きます。具体的にはさく河性のさけ・ます類で、しろざけ、べにざけ、ぎんざけ、ますのすけ、さくらます、からふとます等です。

さけとは、サケ科に属するしろざけ、べにざけ、ぎんざけ、ますのすけ等の総称です。陸封性のにじます、ひめます等は一般にマスといわれますが、学問上ではマス類という分類はなく、明確な区分も無いのですべてサケ類とされます。

今回のアレルギー表示では、いわゆる一般に「さけ」として販売されているものを対象とするため、にじますやいわな、やまめ等、陸封性のものは対象外としています。

→平成25年度から検討予定

### ■代替表記等の見直しについて

実際に食品を購入するアレルギー患者（子供から大人まで）、保護者等を主な対象としてアンケート調査を行い、自分でおやつを購入するアレルギーを持つ子供でも読みとることができ、判断できる表記方法を基本として代替表記を認めることとするが、

- 例えば「マヨネーズ」について、卵が使われていると認識していない消費者もいることや、
- 「乳タンパク」について、現在の乳の代替表記方法リストでは、「乳」が種別でない(リストに載っていない)ことから、「乳タンパク(乳由来)」と表示する必要があるなど、

代替表記等の見直しも必要と考えられる。

→平成25年度から検討予定



## 今後の課題③

### ■アレルギー表示制度の普及啓発について

アレルギー表示について、正確に理解していただくため、消費者や事業者に対してパンフレットやリーフレット等を用いて、普及啓発を行うことが必要。

また、地方自治体の担当者等に対して、アレルギー表示制度の正確な理解や、最新の科学的知見等の習得に資するため、アレルギー表示に関する研修会等を行うことが必要。

### ■中食・外食のアレルギー表示について

「食品表示一元化検討会報告書」(平成24年8月9日)において、「中食や外食に係る事業者によるアレルギー物質に係る更なる自主的な情報提供の促進が図られるよう、関係省庁と連携しつつ、アレルギー表示に関するガイドラインの策定を支援するなど必要な環境整備を進めることが適当である。

その際には、アレルギーに関する学識経験者や患者団体、外食や中食に係る事業者団体等からなる専門的な検討の場を別途設け、食物アレルギーに関する最新の知見等を踏まえつつ、検討を行うことが適当である。」とされていることから、今後検討が必要。